

社会的養育推進計画策定検討部会細則（案）

（目的）

第1条 「子どもが権利の主体」、「子どもの最善の利益の実現」、「家庭的養育優先」という理念が明記された平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」に沿った方向性の実現に向け、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。この策定要領に基づき、令和2年2月に策定した「横須賀市社会的養育推進計画」の見直しをはかるため、横須賀市児童福祉審議会子ども・子育て分科会（以下「分科会」）という。）に社会的養育推進計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討部会は、分科会長が指名する児童福祉審議会委員及び臨時委員7名以内をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、検討部会の委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する部会の委員をもって充てる。
- 3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討部会の会議は部会長が招集する。

- 2 検討部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴）

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領の規定を準用する。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

（その他）

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和5年6月15日から施行する。

(この細則の失効)

2 この細則は、令和7年3月31日限り、効力を失う。